

消費税及び地方消費税の中間申告の方法と納付

個人事業者の方で、令和4年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額をいいます。

年1回の中間申告の申告・納付期限は **令和5年8月31日（木）**

振替納税利用の場合の口座振替日は **令和5年9月27日（水）**

| | |
|-------------------|---|
| 1 前年実績による 中間申告 | 令和4年分の確定消費税額により算出した中間納付税額を記載した中間申告書及び納付書を税務署から送付しますので、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。 |
| 2 仮決算に基づく 中間申告 | 各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。 |



詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。



電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいいます。

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは、[国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイト](#) で **検索**



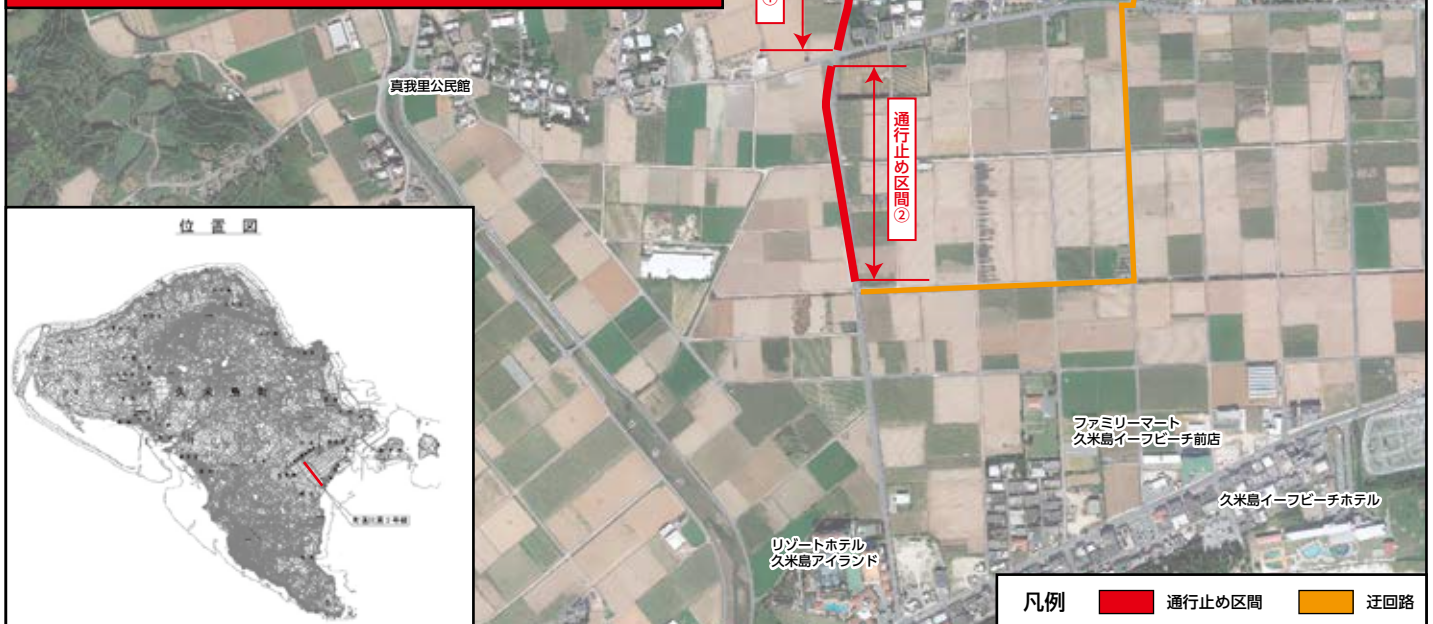
こちらからも特設サイトにアクセスできます

町道比嘉2号線 道路改良工事に伴う通行止めについて

町道比嘉2号線改良工事に伴い、通行止めを実施いたします。工事実施により、ご不便をおかけしますが、ご理解と協力をお願いいたします。

通行止め期間：令和5年8月1日（火）～令和5年10月31日（火）

●お問い合わせ先 発注者：久米島町役場建設課 ☎985-7125



この地図は参考図です。利権関係の確認には使用できません。

2023（令和5年）8月号 発行／久米島町役場 編集／久米島町役場総務課 TEL.098-985-7121 FAX.098-985-7080

久米島町役場ホームページ <http://www.town.kumejima.okinawa.jp> FMラジオ／ラジオ広報ハイサイくめじま 平日午前10時～11時・午後5時～6時[再放送]